

軽油引取税の概要

項目	内容
1. 課税主体	都道府県
2. 課税客体	元売業者又は特約業者からの軽油の引取りで、当該軽油の現実の納入を伴うもの
3. 納税義務者	元売業者又は特約業者から現実の納入を伴う軽油の引取りを行う者
4. 課税標準	軽油の数量
5. 税率	一定の税率 1キロリットルにつき32,100円（当分の間。本則は1キロリットルにつき15,000円。）
6. 交付金	指定市を包括する都道府県は、軽油引取税の税収の90%を、その都道府県及び指定市がそれぞれ管理する一般国道及び都道府県道の面積等に基づいてあん分し、指定市に交付（1,312億円：平成30年度決算額）
7. 税収	9,584億円（平成30年度決算額）
8. 沿革	<p>昭和31年 創設（昭和32年、34年、36年、39年に税率引上げ）</p> <p>昭和51年 特例税率（いわゆる暫定税率）を導入（昭和54年、平成5年に税率引上げ）</p> <p>平成21年 道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改め、用途制限を廃止</p> <p>平成22年 特例税率（いわゆる暫定税率）が廃止され、当分の間、平成21年度の税率水準を維持 揮発油価格高騰時には、軽油引取税の税率の特例規定の適用を停止する法的措置を創設</p> <p>平成23年 揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置を停止</p>

○引取課税（法第144条の2第1項）

特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで、当該軽油の現実の納入を伴うもの

